○大府市給水装置工事施行要領

目次

- 第1章 総則(第1条-第10条)
- 第2章 給水装置の構造及び材質(第11条-第13条)
- 第3章 給水装置の設計(第14条-第20条)
- 第4章 給水装置工事の手続(第21条-第26条)
- 第5章 給水装置の施行(第27条-第45条)
- 第6章 水の安全、衛生対策(第46条-第50条)
- 第7章 工事検査、維持管理(第51条-第55条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)及び関係 法令並びに大府市水道事業給水条例(平成10年大府市条例第2号。以下「条例」とい う。)及び大府市水道事業給水条例施行規程(令和4年大府市上下水道事業規程第2号。 以下「規程」という。)における給水装置工事の設計、施行、保守管理並びに給水装置工 事の事務手続についての必要事項を定め、給水装置工事の適正な施行を図ることを目的 とする。

(用語の意義)

- 第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 給水装置 需要者に水を供給するために市の布設した配水支管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
 - (2) 給水管 特定の給水装置への給水を目的として配水支管から分岐して布設する管をいう。
 - (3) 給水用具 給水管に直結して、有圧の状態で給水できる用具をいう。
 - (4) 配水本管 配水場、配水池及びポンプ場等へ送水する管口径200ミリメートル以上のもののうち給水管の分岐を許可しない管をいう。
 - (5) 配水支管 配水本管より分岐し、不特定多数の水道使用者又は給水装置の所有者に 配水する管口径250ミリメートル以下のもののうち給水管の分岐を許可する管をい う。
 - (6) 指定工事業者 大府市水道事業指定給水装置工事事業者をいう。
 - (7) メータ 水道事業の管理者の権限を行う市長(以下単に「市長」という。)が貸与する水道メータをいう。

(給水装置の設置及び種類等)

第3条 給水管は一宅地に一本を原則とし、配水支管に対して直角に配管するものとする。

- 2 給水装置の種類は、条例第4条に定めるところによる。
- 3 給水装置の所有者は、条例第5条第2項に定めるところによる。

(給水装置工事の申込み及び施行)

- 第4条 給水装置工事の申込みは、条例第5条第1項に定めるところによる。
- 2 給水装置工事の手続は、規程第2条に定めるところによる。
- 3 給水装置工事の施行は、条例第7条に定めるところによる。

(給水装置工事の審査)

第5条 市長は、安全な水の供給と健全な水道事業の運営を行うため、本要領に基づき、 給水装置工事の施行を審査する。

(給水装置工事の基本事項)

- 第6条 配水支管の分岐箇所からメータまでの給水装置は、条例第9条第1項に定めると ころによる。
- 2 配水支管から給水管を分岐する工事及び当該分岐箇所からメータまでの工事は、条例 第9条第2項に定めるところによる。
- 3 申込者の給水装置が、法令等の規定に適合しないときは、条例第38条に定めるところによる。

(給水装置工事の種別)

- 第7条 給水装置工事の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 新設工事 新たに給水装置を設置する工事をいう。
 - (2) 改造工事 給水管の増径、管種変更、給水栓の増設等、給水装置の原形を変える工事をいう。
 - (3) 修繕工事 給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等を修理する工事をいう。
 - (4) 撤去工事 給水装置を配水支管又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事をいう。
- 2 給水装置工事は、調査、計画、設計、申込み、審査、施行及び検査の一連の過程が全て含まれる。

(給水装置工事の費用負担)

- 第8条 給水装置工事申込みに際して必要な費用は申込者の負担とし、次のとおりとする。
 - (1) 工事費 条例第10条及び規程第9条に定めるところによる。
 - (2) 分担金 条例第8条及び規程第8条に定めるところによる。
 - (3) 手数料 条例第34条に定めるところによる。

(指定給水装置工事事業者制度)

第9条 指定給水装置工事事業者制度については、法第16条の2及び大府市水道事業指定 給水装置工事事業者規程(以下「業者規程」という。)に定めるところによる。

(給水装置工事主任技術者の職務)

第10条 給水装置工事主任技術者(以下「主任技術者」という。)の職務については、法 第25条の4第3項及び業者規程第11条による。

第2章 給水装置の構造及び材質

(給水装置の構造及び材質)

第11条 給水装置の構造及び材質は、法第16条、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。)第6条、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 (平成9年厚生省令第14条)及び条例第9条に定める基準に適合するものでなければならない。

(給水装置の器具機材)

- 第12条 給水装置の器具機材は、前条に定めた構造及び材質であって、適切な場所に使用することとし、次のとおりとする。
 - (1) 規格品
 - (2) 認証品

(給水装置工事材料の主な種類)

- 第13条 給水装置工事材料の主な種類は、次のとおりとする。
 - (1) 管、継手類
 - (2) 水栓類
 - (3) バルブ類
 - (4) 機器類
 - (5) ユニット類
 - (6) 補助材料
 - (7) メータボックス、仕切弁室類 第3章 給水装置の設計

(設計の基本条件)

第14条 給水装置の設計とは、現地調査に始まり給水方式の選定、管布設位置の決定、 管口径の決定、給水装置設計図の作成及び工事費の算出等の事務的・技術的な作業をい う。

(基本調査)

- 第15条 指定工事業者は、給水装置工事の依頼を受けたとき、現場状況を確実に把握するための必要な調査を行うものとする。
- 2 基本調査は、設計の基礎となる重要な事項であり、調査の良否は設計、施行、さらに は給水装置自体に様々な影響を与えるため、慎重に行わなければならない。

(給水方式の決定)

- 第16条 給水方式は、直結式、貯水槽式及び直結・貯水槽併用式があり、方式の決定に 当たっては、使用水量、使用状況及び維持管理面等を考慮し決定するものとする。
 - (1) 直結式給水は、配水支管と給水装置を直結して配水支管の水圧を利用し給水するものをいう。
 - (2) 貯水槽式給水は、配水支管からの水道水を一旦水槽その他(以下「貯水槽」という。) に受け、その貯水槽から給水する方式で、配水支管の水圧が建物内給水栓に全く影響しないものをいう。
 - (3) 直結・貯水槽併用式給水は、一つの建物内で給水目的が異なる場合に、直結式と貯水槽式の両方の給水方式を併用するものをいう。

(計画使用水量の決定)

- 第17条 計画使用水量とは、対象施設等へ給水される水理計算上の水量であり、給水管 口径の決定等の基礎となる。水理計算において使用する計画使用水量は、次のとおりで ある。
 - (1) 計画瞬時最大水量
 - (2) 計画一日使用水量

(給水管口径の決定)

- 第18条 給水管口径については、計画使用水量及び使用形態を考慮して決定するものと する。
 - (1) 直結式給水は、計画瞬時最大水量を基準として給水管口径を定めるものとする。
 - (2) 貯水槽式給水は、計画一日使用水量を基準として給水管口径を定めるものとする。
- 2 給水管の引込口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないものとする。
- 3 給水管の管内流速は、1秒当たり2メートル以下とする。
- 4 メータより二次側の給水管については、メータ口径より大きくしないものとする。 (事前協議の種類)
- 第19条 給水装置工事の申込み、手続に係る事前協議の種類及び協議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 水道事業協議
 - ア 開発行為に係る給水
 - イ 3階直圧給水協議
 - ウ スプリンクラー設置事前協議
 - エ 貯水槽における他水混合協議
 - (2) 関連機関協議
 - ア 関連企業等との事前協議
 - イ 大府市関係課との事前協議
 - ウ 消防署等との事前協議
 - (3) 事前調整等
 - ア 共同住宅で集中検針を行う場合
 - イ 承認工事を行う場合
 - ウ その他必要なもの

(図面作成)

- 第20条 図面は、工事の施行及び工事見積りの基礎であると同時に将来維持管理のため の必須な資料であるため、統一的な方法により正確かつ容易に理解できるよう作成しな ければならない。
- 2 指定工事業者は、工事の申込み時及び完了時に必要な図面を作成し市長に提出しなければならない。

第4章 給水装置工事の手続

(給水装置工事申込書の提出)

- 第21条 給水装置工事の申込み・手続については、条例第5条第1項及び規程第2条に 定めるところによる。
- 2 指定工事業者は、必要に応じた書類を市長に提出しなければならない。 (給水装置工事の申込み)
- 第22条 給水装置工事は新設、改造、修繕及び撤去とする。
- 2 指定工事業者は、申込みに当たり、事前に必要な調査を行うものとする。
- 3 給水装置工事の申込みには、「給水装置工事申込書」を提出しなければならない。
- 4 申込者は、設計審査後に別に定める金額を市長に納付するものとする。 (給水装置工事の着手)
- 第23条 「給水装置工事承認書」の交付を持って工事の着手とする。
- 2 指定工事業者は、設計審査を経て「給水装置工事承認書」の交付を受けなければ、工 事に着手してはならない。

(設計の変更・工事の取下等)

- 第24条 指定工事業者は、設計内容に変更等が生じた場合は、速やかに書面にて市長に報告し指示に従わなければならない。
- 2 指定工事業者は、工事の申込みを取り下げる場合は、「給水装置工事申込取下書」を市 長に提出しなければならない。

(給水装置工事に伴うメータの貸与)

第25条 市長は、給水装置工事の設計審査後、申込者が別に定める金額を納付した後に メータを貸与するものとする。

(給水装置工事完了時の書類提出)

第26条 指定工事業者は、工事が完了したときは、速やかにしゅん工書類を提出しなければならない。

第5章 給水装置の施行

(施行の基本事項)

- 第27条 工事の施行は、要領及び所定の工事仕様書等に準拠して行わなければならない。
- 2 主任技術者は、常に現場の工程、施行状況等を把握し、適切な施行管理に努めるとと もに、危険防止のために必要な対策及び措置を講じなければならない。
- 3 現場及び周辺は、常に清潔に整理し、交通及び保安上の障害とならないよう配慮しなければならない。

(給水装置の分岐及び撤去に関する連絡調整)

- 第28条 指定工事業者は、配水支管より分岐を行う場合は、あらかじめ、その工事施行 予定日を連絡すること。
- 2 指定工事業者は、制水弁の操作を必要とする場合、断水となる場合等について調整を 行うこと。

(給水管の分岐)

第29条 給水管の分岐は、配水支管から行うものとする。

- 2 分岐に際しては、水道以外の管との誤接続を行わないよう十分な調査を行うこと。
- 3 配水支管への取付口の位置は、他の給水管の取付口及び継手類から30センチメート ル以上離れていなければならない。
- 4 配水支管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、 著しく過大でないこと。
- 5 給水管の分岐は、配水支管に対して原則、直角に行うものとする。
- 6 分岐の工法は、原則として不断水工法にて施行するものとし、配水支管の管種及び口 径に応じたサドル付分水栓、不断水割丁字管を使用するものとする。また、分岐工法に おいては次によるものとする。
 - (1) 穿孔機は確実に取付け、その仕様に応じたドリル・カッターを使用しなければならない。
 - (2) 粉体塗装又はモルタルライニングされたダクタイル鋳鉄管における穿孔は、内面塗装面等に悪影響を与えないように行うとともに、密着コアを挿入しなければならない。
- 7 断水を伴う分岐工法をやむを得ず採用する場合は、分岐工法材料としてメカニカル チーズを使用するものとする。
- 8 管の穿孔及びチーズ取出しの場合の管切断は、剥脱等により通水が阻害されないよう 施行しなければならない。
- 9 分岐口径は、使用水量を考慮の上、原則として口径20ミリメートル以上とする。
- 10 分水器具の取付けにおいては、配水支管の外面を十分に清掃し、ボルトの締付けは 片締めにならないよう均一に締付けなければならない。
- 11 分岐工法及び分岐材料は、規格品及び認証品で行わなければならない。
- 12 分岐箇所には、識別マーカーを管上30センチメートルに布設及び舗装面に明示釘を設置する。
- 13 給水管には、管明示シートにより水道管が埋設されていること、また管明示テープにより水道管であることを明示する。

(給水管の撤去)

第30条 給水装置の所有者は、不要となった給水管を速やかに配水支管から撤去・閉栓 しなければならない。

(給水管の埋設深さ及び占用位置)

- 第31条 給水管の埋設深さは、道路部分にあっては、道路管理者の指示(通常の場合は60 センチメートル以下としないこと。)に従うものとし、民地部分にあっては30センチメートル以上とすること。
- 2 給水管が他の埋設物と交差又は近接する場合は、30センチメートル以上離して布設すること。

(民地内配管工事)

- 第32条 給水管の管種、位置、規模及び構造は、道路状況、建物の構造及び用途等を総合的に検討し決定すること。
- 2 屋外の給水管は、原則、土中埋設配管とすることとし、排水設備等の他の埋設物との

近接は極力避けること。

- 3 屋内の給水管は、建物の構造等の状況に応じ、原則、隠蔽配管とすること。
- 4 配管は、極力単純な構造とし、維持管理のしやすい位置及び工法とすること。
- 5 配管は、自重によるたわみ及び水圧等による振動で損傷を受けないよう、支持金具を 用い適切な間隔でスラブ、壁面等に固定すること。
- 6 配管には、必要に応じて防食、防寒等の措置を施すこと。
- 7 ヘッダー以降の配管は階をまたがないこととし、1分岐から1栓を原則とすること。 (止水栓等の設置)
- 第33条 配水支管から分岐して最初に設置する止水栓(以下「第一止水栓」という。)の 設置位置は、官民境界から1.5メートル以内とすること。
- 2 第一止水栓は、維持管理上支障がないよう、口径20ミリメートルから40ミリメートルまではメータと共に、メータボックス内に収納すること。
- 3 第一止水栓は、口径20ミリメートルから50ミリメートルまでは、盗水防止形ボールリフト逆止弁付ボール止水栓、75ミリメートル以上は水道用ソフトシール仕切弁(FCD製)とし、大府市指定のものを使用すること。
- 4 管理区分とする第一止水栓(元止水栓)は、口径20ミリメートルから50ミリメートルまでは丸ハンドル弁、75ミリメートル以上は水道用ソフトシール仕切弁(FCD製)を使用すること。
- 5 口径25ミリメートル以上のメータの二次側には、止水栓をメータ以降0.5メートル 以内に設置すること。
- 6 メータロ径 7 5 ミリメートル以上の場合は、給水管に定流量弁又は流量調整弁を取付け、過大な水量が流入しないようにすること。

(メータの管理)

- 第34条 メータは、使用者又は所有者がこれを管理しなければならない。
- 2 原則として、口径40ミリメートル以下のメータは直読メータ、口径50ミリメート ル以上のメータは個別遠隔指示メータとする。

(メータの取扱基準)

- 第35条 メータは、使用者別、用途別、建物別等の条件を考慮して設置するものとする。
- 2 使用廃止及び口径変更により撤去したメータは、速やかに市長に返納しなければならない。
- 3 メータは、市長の費用負担にて8年以内に取り替えるものとする。 (メータの設置基準)
- 第36条 メータは、給水装置に直結して設置しなければならない。
- 2 メータは、次に掲げる区分により設置するものとする。
 - (1) 民地内の地面に設置する場合
 - ア メータ及び個別遠隔指示メータの受信器は、原則として官民境界から1.5メートル以内の民地内で将来の維持管理、検針等に支障のない位置として、常に乾燥し、 汚染及び損傷のおそれのない場所に設置するものとする。

- イ メータ取替えによる断水を避けるため、口径40ミリメートル以上のメータは、 メータバイパスユニット内に設置すること。
- ウ メータは水平に設置するものとし、設置に当たっては、流水方向を確認し、逆付 けとならないようにしなければならない。
- エメータは、ボックス内に設置し保護するものとする。
- オ メータは、取替等の維持管理が容易に行えるようメータボックス底部とメータと の間に適当な間隔を設けて設置しなければならない。
- (2) 各階各戸のパイプシャフト室内等に設置する場合
 - ア メータの設置場所はパイプシャフト室内等とし、一次側に盗水防止形止水栓、二次側にボール式逆止弁及び逆付け防止機能をユニット化したメータユニットを用いて水平に設置すること。
 - イ パイプシャフト室内等に設置するため、扉を開けてメータが確認できるよう、メータの手前及び上部に支障となる物を設置しないこと。
 - ウ 1つのパイプシャフト室内等に2個以上の各戸メータを設置する場合は、全階の 各戸メータの並び順を統一し、止水栓に各戸ごとの識別札を付けること。
 - エ 凍結による破損を防ぐため、必要に応じメータ用凍結防止カバーを設置すること。
 - オ 共用通路に面したところで、乾燥し、汚水が入り難く、常にメータの検針、点検、取替等維持管理が容易に行える構造とすること。
- 3 各戸検針・各戸徴収をする集合住宅等の貯水槽給水方式における親メータは、必ず貯水槽より一次側、第一止水栓の二次側に設置するものとする。

(ボックス類の設置)

- 第37条 メータボックスの設置は、ボックス底面を平らに仕上げ、止水用給水器具の操作及びメータ取替が容易に行えるように据付けること。なお、雨水等の浸入をできる限り少なくするよう努めること。
- 2 止水栓及び仕切弁室の基礎は、沈下、傾斜等が起こらないように仕上げること。また、 操作に支障のないように設置すること。
- 3 ボックス上部と下部は、設置後にずれないよう施行すること。
- 4 メータボックスの大きさは、止水栓と同口径以上の大きさとすること。
- 5 メータボックスを駐車場等に設置する場合は、鋳鉄製ボックスとし、破損しないよう にすること。
- 6 アパート等の2階建て住宅での各戸メータは、原則として1階及び2階のメータを並列に設置し、玄関に向かって1階は右側、2階は左側とする。メータボックスの蓋の色は、1階は青色、2階は黒色とすること。

(貯水槽の設置基準)

- 第38条 貯水槽は、安全上及び衛生上支障のない管理をしなければならない。
- 2 貯水槽の設置位置は、屋外設置は地上式、屋内設置は床置式を原則とし、貯水槽内の 水の汚染防止及び当該貯水槽の保守点検を容易に行うことができる位置に設置し、原則 として地階に設置してはならない。

- 3 貯水槽は、不浸透質の耐水材料を用い、水が汚染されない構造とすること。
- 4 貯水槽は2槽分割式とすること。ただし、貯水槽の有効容量が少量のもので貯水槽内 の点検清掃が容易に行うことができるものはこの限りではない。
- 5 貯水槽への給水は落とし込み方式とし、吐水口と越流面とは必ず所定の吐水口空間を 設けること。
- 6 一般給水用として使用する貯水槽以下の設備は、市の水道水のみの専用系統とする。 ただし、適正に維持管理が実施され衛生上の問題がないものは、次の各号を全て満たす 場合に限り、他水混合を行うことができる。
 - (1) 事前協議をすること。
 - (2) 逆流防止措置を講ずること。
 - (3) 使用者への周知を行うこと。
 - (4) 関連する法令等に基づき、適正に維持管理を実施すること。
 - (5) クロスコネクション対策を行うこと。
 - (6) 滞留防止措置を講ずること。
 - (7) 市水増量時の事前調整を行うこと。
 - (8) 他水混合に関する誓約書の提出をすること。
 - (9) その他市長が指示する書類の提出をすること。

(貯水槽の容量)

- 第39条 貯水槽の有効容量は、使用時間及び使用水量の時間的変化を考慮して、計画一 日使用水量の5/10を標準とする。
- 2 高架水槽の有効容量は、計画一日使用水量の1/10を標準とする。
- 3 貯水槽は他用途水槽(消火用、雑用等)と兼用しないこと。
- 4 貯水槽の側面に貯水槽の有効容量を表示すること。

(貯水槽への給水量制限)

- 第40条 設置者は、次の各号に掲げる対策を行うものとする。
 - (1) 貯水槽への給水管の口径は、メータの使用流量上限を超えない範囲で、建物の計画 一日使用水量以上の水量を流すに満足する口径とすること。
 - (2) 貯水槽への吐水口の口径は、メータ口径より小さくし、また、吐水口は水没させることなく越流面と必ず所定の吐水口空間を設けること。
 - (3) 定水位弁又はボールタップの口径は、原則としてメータ口径より1口径又は2口径以上小さいものとすること。
- 2 市長は、配水施設に比べて貯水槽の最大給水量が過大と判断した場合は、給水時間の 制限又は給水量を制限するための修繕工事の実施を指導するものとする。

(貯水槽の付属設備)

- 第41条 貯水槽への給水用具(ボールタップ、定水位弁等)には、必要に応じ波浪防止板を設置するものとする。
- 2 貯水槽には、状況に応じて満減水警報装置を設け、受信器は管理室等に設置するものとする。

- 3 越流管は、給水用具によるタンクへの流入水量を十分排出できる口径とする。
- 4 吐水口口径13ミリメートルから20ミリメートルまでは、複式ボールタップによる 入水とする。また、吐水口口径25ミリメートル以上においては、原則として水撃作用 を防止するため、定水位弁(副弁付き)を使用するものとする。なお、必要な場合はパ イロット管の頂上部に空気弁を取付けるものとする。
- 5 貯水槽以降の給水方式が加圧給水ポンプ方式の場合で、かつ、貯水槽への吐水口口径25ミリメートル以上の場合は、定水位弁と電磁弁による入水制御を標準とする。また、電極棒の設定水位は、日平均使用水量の30分から1時間分を標準として決定するものとする。
- 6 管がタンクの壁を貫くところは、水密に注意し壁面外側近くに必要に応じて伸縮継手 又は可とう継手を組み込むものとする。
- 7 揚水ポンプは、所要水量を十分揚水できる能力のものを設置するものとする。
- 8 加圧給水ポンプを使用する場合は、原則として並列式の交互運転とすること。 (浄水器、活水器等の設置)
- 第42条 浄水器及び活水器等(以下「浄水器等」という。)の設置については、施行令第6条の規定に適合していること。
- 2 浄水器等は、メータの二次側に設置し、また、磁気活水器を設置する場合にあっては、メータへの影響を考慮して、磁気漏洩防止の措置を講じ、メータから50センチメートル以上離して設置すること。
- 3 浄水器等の上流側直近には、止水栓を設置し、かつ、逆流防止の措置を講ずること。
- 4 浄水器等の上流側には、水質検査等を行えるよう給水栓を設置すること。
- 5 浄水器等の設置に伴う水道事業の水質責任範囲は、浄水器等の上流側直近に設置され た給水栓までとする。
- 6 浄水器等を設置する場合は、製造業者等の損失水頭の公表値を考慮し水理計算を行うこと。
- 7 貯水槽式から直結式へ変更する既存建物に浄水器等が設置されている場合は、前6項 に掲げる要件を満たすように改造工事を実施すること。
- 8 指定工事業者は、給水装置工事申込者(所有者)に、浄水器等の維持管理について十 分な説明を行い周知させること。
 - (1) 浄水器等の維持管理責任者は、給水装置工事申込者(所有者)とする。
 - (2) 給水装置工事申込者(所有者)が、定期点検等を怠った場合に、水質に変化を与えるおそれがあるため、維持管理に必要な事項を記載した浄水器等設置届出書を給水装置工事申込手続の際に提出すること。

(土工事)

第43条 施行に当たって事前に設計内容を把握し、施行内容・施行時期・利害関係者等 の承諾の有無を確認するとともに、官公署への諸手続を行った後、材料等の調達を行う 等の準備をした上で、関係法令を遵守し、十分な安全対策を講じて施行しなければなら ない。

- 2 掘削は、次の注意事項を遵守し施行しなければならない。
 - (1) 道路及び民地等の掘削は交通の支障のないよう考慮し、工事期間及び日時を遵守するとともに、1日の作業量のみとして掘り置きはしないこと。
 - (2) 掘削は所定の断面にしたがって行い、掘り過ぎ、えぐり掘り等をしないこと。
 - (3) 掘削は布設する管の土被りが規定の埋設深さとなるように、かつ、底面は凹凸のないように平坦にすること。
 - (4) 軟弱地盤又は湧水地帯にあっては、土留工を施し、湧水及び溜水の排除先に注意し、安全確実な施行に努めること。
 - (5) 交通の頻繁な箇所又は道路管理者若しくは所轄警察署長からの指示のあった箇所は、 交通量等を考慮し施行すること。
 - (6) 舗装道路の取壊しは、コンクリートカッター等を使用して所定の幅及び長さに切断 し、必要箇所以外に影響を生じさせないよう掘削すること。
 - (7) 人家の軒先に接近して掘削する場合は、居住者に承諾を得た後、迷惑をかけないよう処置をすること。
 - (8) 掘削は、既設埋設物に変形、破損、その他の異常を生じさせることがないよう十分 注意して施行すること。また、既設構造物に近接した場所の掘削は、これらの基礎を 緩めたり又は危険を及ぼしたりすることのないよう十分な保護工をすること。
 - (9) 掘削影響範囲に既設埋設物がある場合は、その埋設物の管理者及び関係機関と協議し、十分注意して施行すること。
- 3 埋戻しは、次の注意事項を遵守し施行しなければならない。
 - (1) 掘削箇所は、その日のうちに埋戻しを完了すること。
 - (2) 埋戻しは、管保護のため管の周辺部及び布設管上10センチメートルまで砂をもってサンドクッションにすること。
 - (3) サンドクッション後の埋戻しは、良質土、再生砕石等をもって行うこと。
 - (4) 湧水等がある場合は、止水工事又は集水孔を設け一箇所に集水し、ポンプ等により排水を完全に行った後、埋戻しをすること。
 - (5) 埋戻しは一層の仕上り厚さ20センチメートル以下とし、各層毎にランマー等により締め固めなければならない。

(道路復旧工事)

- 第44条 復旧は次の各号を遵守して施行しなければならない。
 - (1) 埋戻し後は、工事施行者の責任において仮復旧を直ちに行うこと。
 - (2) 道路復旧は、道路占用許可条件に基づき施行すること。なお、仮復旧は、掘削箇所以外の路面と段差のないよう十分転圧し、本復旧までの期間交通荷重等に耐えるように施行すること。
 - (3) 既設の区画線及び道路標示等を掘削した場合は、その仮復旧後にペイント等により、 仮に復元すること。
 - (4) 本復旧工事施行まで常に仮復旧箇所を巡回し、路盤沈下、その他不良箇所が生じたときは、直ちに修復すること。

- (5) 本復旧は、地盤の安定を確認した後、直ちに施行すること。
- (6) 施行方法は各施行図によるが、国県市道の路線及び占用条件により異なる場合があるので、道路管理者の指示に従うこと。
- (7) 本復旧は、路盤面及び既設舗装との密着を良くし、仕上面に凸凹がないよう施行すること。

(安全管理、保安設備)

第45条 指定工事業者は、給水装置工事の施行における労働災害及び公衆災害を防止するため関係法令及び許可条件等に基づいて、保安施設を設置し必要に応じて保安要員を配置すると共に、労働安全衛生の確保に努めなければならない。

第6章 水の安全、衛生対策

(汚染防止)

- 第46条 飲用に供する水を供給する給水管及び給水用具は、浸出に関する基準に適合すること。
- 2 行き止まり配管等水が停滞する構造としないこと。ただし、構造上やむを得ず水が停滞する場合は、管末端に排水機構を設置すること。
- 3 シアン、六価クロム、その他水を汚染するおそれのあるものを貯留又は取り扱う施設 に近接して設置しないこと。
- 4 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所にあっては、当該油類が 浸透するおそれのない材質の給水装置を設置し、さや管等により適切に防護すること。 (破壊防止)
- 第47条 水栓その他水撃作用を生じるおそれのある給水用具は、水撃限界性能を有する ものを用いること。又はその上流側に近接して水撃防止器具を設置すること等により適 切な水撃防止のための措置を講じること。
- 2 地盤沈下、振動等により破壊が生じるおそれがある場所にあっては、伸縮性又は可と う性を有する給水装置を設置すること。
- 3 壁等に配管された給水管の露出部は、適切な間隔で支持金具等により固定すること。 (侵食防止)
- 第48条 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所にあっては、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質の給水装置を設置すること。又は防食材を被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置を講じること。
- 2 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所にあっては、絶縁材で被覆すること等 により適切な電気防食のための措置を講じること。
- 3 水道用サドル付分水栓は、防食フィルムによって被覆すること等により適切な侵食防止のための措置を講じること。

(逆流防止)

第49条 水が逆流するおそれのある場所においては、適切な吐水口空間を確保し、かつ、 逆流防止性能又は負圧破壊性能を有する給水用具を水の逆流を防止することができる適 切な位置に設置すること。 2 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある有害物質等を取扱う場所に給水する給水 装置にあっては、貯水槽式とすること等により適切な逆流防止のための措置を講じるこ と。

(凍結防止)

第50条 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれがある場所にあっては、耐寒性能を有する給水装置を設置すること。又は断熱材で被覆すること等により適切な凍結防止のための措置を講じること。

第7章 工事検査、維持管理

(社内検査)

- 第51条 指定工事業者の主任技術者は、自社による検査を行うものとする。なお、検査 項目は次に示すとおりである。
 - (1) 給水装置の構造・材質基準に適合していることの検査・確認を行うこと。
 - (2) 施行した給水装置の耐圧試験及び水質試験を行うこと。
 - (3) しゅん工図等の書類検査を行うこと。

(中間検査)

第52条 指定工事業者は、工事完了前に新たにメータの貸与を希望する場合は、必要書類を提出し、中間検査を受けることができる。

(完了検査)

- 第53条 指定工事業者は、社内検査完了後、速やかにしゅん工書類を提出し、完了検査 を受けなければならない。
- 2 完了検査に主任技術者の立会いを必要と認めた場合は、主任技術者は立ち会わなけれ ばならない。
- 3 完了検査において不合格と指摘された場合は、速やかに修正・手直し後、再度、検査 を受けること。

(給水装置工事記録の保存)

第54条 指定工事業者は、施行した給水装置工事に係る記録を整理し、当該記録をその 作成の日から3年間保存しなければならない。

(給水装置の維持管理)

第55条 給水装置の使用者、所有者等は、水が汚染し、漏れないよう適時、的確に管理 を行わなければならない。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。